

平成25年度定例監査結果(上期)について

平成25年12月6日
山梨県監査委員事務局

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施所属数 上期分142所属(年間定例監査対象所属数257所属)

2 監査対象期間 平成24年度

3 監査の実施期間 平成25年4月22日～8月30日

4 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度「税外収入未済に対する債権管理は適正か。」を昨年度に引き続き重点事項とした。重点事項の監査では、昨年度に指摘した事項の改善状況と新たに発生した収入未済債権の管理状況について監査を実施している。

また、今年度は「建設工事における設計変更及び契約変更は適正に行われているか。」を工事監査の重点事項及び行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 - ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 - ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
 - ・意見 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項
- *なお、行政監査は事務事業の効率性、経済性、有効性等の観点から監査を行うため、結果については、改善・検討を要する事項を類型化して掲載することとした。

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は次のとおりである。

(区分毎の内訳は、別添山梨県公報を参照)

指摘事項11件、指導事項148件、注意事項59件、意見0件 合計 218件

7 指摘事項の概要(詳細は別紙のとおり)

- ① 昨年度の定例監査において、収入未済の債権管理について指導事項となっていたものが、今年度の監査においても改善されていなかった。(重点)(5件)
[長寿社会課] (県公報6ページ) [障害福祉課] (県公報7ページ)
[建築住宅課] (県公報21ページ) [富士・東部建設事務所(本所)] (県公報25ページ)
[企業局石和温泉管理事務所] (県公報28ページ)
- ② 昨年度の定例監査において、占有物品受入調査が作成されておらず、指導事項となっていたものが、今年度の監査においても改善されていなかった。(物品)
[森林環境総務課] (県公報8ページ)
- ③ やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合出資金のうち、自己株式取得による株式売却に伴い県に配分された分配金について、みなし配当に対する源泉所得税が約319万円発生していたが、この税額の還付手続きが行われていなかった。(財産)
[産業支援課] (県公報13ページ)

- ④ 富士北麓駐車場山梨県道路公社負担金などについて、調定が遅延していたもの。(収入)
 【観光資源課】 (県公報15ページ)
- ⑤ 富士ビジターセンター用地など土地40件の財産を借受けているが、31件について借受財産移動報告がなされておらず、借受財産台帳が未整備であった。また、借受財産台帳の借受料の更新がなされていないものが3件あった。(財産)
 【観光資源課】 (県公報15ページ)
- ⑥ 史跡舞鶴城公園石積み復元補修工事における変更契約事務において著しく不適切な事務処理があった。(工事)
 ア 当初契約の工事の目的である石積み復元補修を逸脱する、鉄門周りの安全施設の整備、鉄門周りの舗装工を設計変更、契約変更で追加施工していた。
 イ 変更見込額が請負代金額の30%を超える設計変更は、本庁事業所管課長あてに予め協議することと、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、変更部分に係る工事終了後に協議が行われていた。
 ウ 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。
 【中北建設事務所(本所)】 (県公報21~23ページ)
- ⑦ 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている2名分の債権について、貸付を確認できる書類が保存されておらず、調定がなされていないものがあった。債権額 合計 433,000円 (重点)
 【高校教育課】 (県公報29ページ)

8 指導事項の内容(主なもの)

- ①収入(37件) 収入未済(34件) など
- ②支出(12件) 支払遅延(3件) 補助金の事務手続き不適正(3件) など
- ③給与(9件) 手当支給要件の確認不足(6件) など
- ④物品(17件) 備品原簿と現品が不一致(4件)
 占有物品の受払いに関する調書の未作成(3件) など
- ⑤財産(19件) 取得用地の未登記(10件)
 財産の移動に係る移動報告書の未提出(5件) など
- ⑥契約(27件) 契約条項の不備
 (違約金、予定数量、保証金等に関する条項)(22件) など
- ⑦工事(20件) 変更契約の締結時期の遅延(10件) など
- ⑧重点(7件) 督促状の未発付及び遅延(5件) など

9 注意事項の内容(主なもの)

- ①契約(23件) 契約書に貼付された印紙税額の誤り(15件) など
- ②工事(23件) 工事の変更契約に係る事務手続きの軽微な誤り(22件) など

<参考>・地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

・地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議長及び長(中略)に提出し、かつ、これを公表しなければならない。